

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部改正について

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年燕市条例第 29 号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 7 年 3 月 5 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

燕市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年燕市条例第29号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。